

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和5年度 豊島区収納対策本部 第3回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部税務課(収納推進担当課長)
開催日時		令和5年10月31日(火) 10時00分～11時00分
開催場所		本庁舎509会議室
議 題		1. 令和5年度 私債権等管理支援事業の業務委託の進捗について 2. 「私債権等管理条例」の改正及び「区長の専決処分に係る議決」の変更について(案) 3. 令和4年度 債権別収納率について 4. 収納一元化に関する23区調査の結果について 5. 令和6年度 私債権等管理支援事業の業務委託について(案)
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
出席者	委 員	子ども家庭部長、収納推進担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部税務課(収納推進担当課長)
提出された資料		資料1 令和5年度 私債権等管理支援事業の業務委託の進捗について 資料2-1 豊島区の私債権等の管理に関する条例の改正について(案) 資料2-2 23区の私債権等管理条例の状況 資料2-3 豊島区の私債権等の管理に関する条例(全文) 資料2-4 徴収停止基準に該当する私債権等の状況 資料2-5 区長の専決処分に係る議決の変更について(ご提案) 資料2-6 23区の専決処分に係る議決の状況 資料2-7 地方自治法・同法施行令(条文抜粋) 資料2-8 専決処分に係る議決を変更した場合に専決処分が可能となる私債権等の状況 資料2-9 私債権等管理条例等改正スケジュール 資料2-10 収納対策本部年間スケジュール 資料3 令和4年度債権別収納率(収入未済額100万円以上)

	資料4-1 収納一元化に関する調査結果 資料4-2 民間委託に関する調査結果 参考資料 収納一元化に関する調査（調査票） 資料5 令和6年度 私債権等管理支援事業の業務委託について（案）
--	--

審 議 経 過

案件 1：令和 5 年度 私債権等管理支援事業の業務委託の進捗について

(1) 案件の説明

資料 1 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【子ども家庭部長（副部長）】

弁護士相談の件数の推移は、令和 4 年度からどうなっているか。

【事務局】

令和 4 年度は、目標件数を 1, 200 件としていたが、令和 5 年度は、半分の 600 件としている。目標に対して、国民健康保険課、生活福祉課、西部生活福祉課を中心に順調に相談が出ている状態である。

【収納推進担当課長（事務局）】

令和 4 年度から相談件数に目標を設けていたが、相談件数を目標にすることには違和感を持っている。2 年間でかなりの件数の相談があったので、相談内容を類型化し、Q & A を作成することを事務局で検討している。弁護士とも相談の上進めていきたい。令和 6 年度以降は、目標件数ではなく、実際に各課担当者が債権管理で困っていることや法律相談について、対応していきたいと考えている。

加えて、「区長の専決処分に係る議決」に新たに訴えの提起を追加することができれば、支払督促や訴訟等の法的措置の実施が容易になる。有効な手段になると考えている。法的措置を取らなければ、消滅時効も更新しない。時効により債権が消滅するというのは、債権管理を何もしていないということであり、避けなければいけない。住民監査請求や住民訴訟の対象にもなり得る。そういうことが無いように、Q & A の作成や研修を実施することで、職員の債権管理スキル向上を図っていきたい。

【子ども家庭部長（副部長）】

各課長から職員に債権管理の重要性を伝え、職員の意識を高めることが大切である。各課には、引き続き適正な債権管理の取組みをお願いします。

(3) 結論

令和 5 年度 私債権等管理支援事業の業務委託の進捗について一同了承。

案件 2：「私債権等管理条例」の改正及び「区長の専決処分に係る議決」の変更について（案）

(1) 案件の説明

資料 2-1～資料 2-10 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【住宅課長】

「私債権等管理条例」の改正案について、債権放棄の要件を緩和するということで理解して

いるが、債務者の資力確認等の調査を簡略化するということか。

【収納推進担当課長（事務局）】

徴収停止後の債権放棄（条例13条5号）について、私債権等を徴収停止にした1年後に、債務者がなお無資力でなければ債権放棄できないというのが現行の規定である。無資力の要件がある以上は、債権放棄を検討する段階で債務者の資力等を確認する必要がある。徴収停止の考え方からこれに疑問点があるため、無資力の要件を削除するというのが今回の改正の趣旨である。徴収停止の段階で調査をして、1年後の債権放棄の段階でまた調査をするというのは、実務上困難でもある。徴収停止は、債権の回収費用と回収金額を比較し、費用対効果の観点から債権の取立てを行わないと決定する措置であるため、無資力の要件や再度の調査は、不要と考えている。

また、相続人不存在等の債権放棄（条例13条6号新設）について、相続人の存在が明らかでない場合等を想定している。例えば、債務者本人が死亡し、両親や兄弟姉妹がいない状態で、妻も死亡しており、子は住民票の職権消除により行方不明だった場合等が考えられる。こうした事例が債権放棄の対象となってくる。

難しい内容でもあるため、どういう場合が対象になるのか等を各課へ示していきたい。

【事務局】

具体的な手順や要件について、会計課の「私債権等管理マニュアル」を改訂し、各課にわかりやすく示せるようにする予定である。

【子ども家庭部長（副部長）】

条例改正の好機なので、職員が理解できるように具体的にわかりやすく示してもらいたい。

【収納推進担当課長（事務局）】

マニュアルの改訂や研修により対応したい。

（3） 結論

「私債権等管理条例」の改正及び「区長の専決処分に係る議決」の変更について一同了承。

案件3：令和4年度 債権別収納率について

（1） 案件の説明

資料4について事務局から説明。

（2） 主な意見と質疑

【収納推進担当課長（事務局）】

各課においては、収納率も参考にし、職員の意識啓発の材料として活用してもらいたい。令和6年度は、弁護士相談の規模を縮小して、弁護士による催告を業務委託に追加したいと考えている。

【住宅課長】

住宅課でも弁護士と顧問契約を結んでいる。弁護士名で催告を行うと効果が高い。

【区民部長】

債権回収の努力は、もちろん継続するとして、条例改正で債権放棄の要件が緩和され不納欠損とした場合、収納率も向上していくということか。

【収納推進担当課長（事務局）】

そのとおりである。やるべきことをやった上で、落とすものは落とすということである。

【子ども家庭部長（副会長）】

回収すべきものは回収して、落とすものは落とす、と。

【収納推進担当課長（事務局）】

それが債権管理や滞納整理の大原則である。どこの教科書にも書かれている。

【区民部長】

収納率が低い債権は、回収ができていないのか、落とすことができていないのか。

【西部生活福祉課長】

生活保護では債務者が無資力ということに加えて、職員のノウハウや人員体制の問題もあり、なかなか難しいところがある。

【子ども家庭部長（副会長）】

生活保護の場合、不正受給等により100万円の債権が発生したとして、返還額は毎月3,000円くらいが実態だと思う。

【収納推進担当課長（事務局）】

債務者に資力があるにもかかわらず、返さないような傾向にある債権は問題になる。収納率は高いが、保育料や学童クラブ利用料等がそれに当たる。

【子ども家庭部長（副会長）】

何もしていないという状態が良くないので、各課で手を尽くしてやるということが重要である。

【収納推進担当課長（事務局）】

弁護士委託があるので、各課には引続き活用してもらいたい。

（3） 結論

令和4年度 債権別収納率について一同了承。

案件4：収納一元化に関する23区調査の結果について

（1） 案件の説明

資料4-1・資料4-2・参考資料について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【国民健康保険課長】

東京都の指導検査の際に、収納一元化をしている自治体で国民健康保険料の収納率が向上しているという話があった。特別区課長会でも同様に紹介していた。税と国保で同じような業務を行っているにもかかわらず、例えば税務課では財産調査を電子化していて、国保課はそれに対応していないというような差が出ているところを、有効なツールがあるのであれば活用していくというところからやっていきたい。メリットがあることは、前に進めていきたいと考えている。

【収納推進担当課長（事務局）】

収納一元化により国保の収納率が向上している区は、滞納処分の優劣において税を優先にしていない。優劣の判断が重要である。税を優先にしている自治体で収納一元化をすると、国保の収納率が下がる可能性がある。個別の案件により優先順位を判断しているという区もあった。収納一元化を将来的に実施するとしても、優先順位が一番のポイントになると思う。調査結果からはそうしたことが読み取れる。収納一元化イコール国保の収納率が上がるというわけではない。

【区民部長】

収納一元化をしたとして、豊島区にとって歳入が増えることを合理的にするわけであって、税を優先するよりも国保に充てる方が良い場合、そういう判断はあるのか。例えば、時効が迫っている場合等はどうか。

【収納推進担当課長（事務局）】

そうした自治体では、優劣の判断基準を作成しているのだと思う。

【区民部長】

どちらの課も同じ区民部なのに、と思うが、向こうに先に取られるから情報を与えないというような話があった。そういうことはやめて欲しい。個別の収納率は落ちるかもしれないが、区として合算して歳入が増えるのであれば良いではないか。ただ、担当者からすると収納率が下がることは避けたいようである。

【国民健康保険課長】

収納率は、豊島区単独で考えれば良い問題ではなく、保険料の水準を統一するという動きがある中で、収納率を上げていかない限りは、保険料率の問題が解決しない。東京都は全国でも一番下の収納率で、そうした中で保険料を統一するという動きがある。法定外の一般財源の投入をやめるようにとも言われている。そうした課題を解決していかないと制度として成り立たなくなってしまう。法律上は税優先ではあるが、一方で国民健康保険にはそうした課題があることも踏まえて、どうしていくべきかを考えなければいけない。

【子ども家庭部長（副部長）】

各課の状況や問題の背景も含めて、今後検討していかなければいけない。

【住宅課長】

民間委託に関する調査結果について、各債権所管課で委託しているのか。まとめて委託しているのか。

【収納推進担当課長（事務局）】

豊島区の場合、税務課でまとめて委託している。各課で予算措置をし、税務課へ執行委任している。

【住宅課長】

現在も委託しているのか。

【収納推進担当課長（事務局）】

納付案内センターがある。国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課は、それぞれ予算措置をし、税務課へ執行委任している。

【住宅課長】

住宅課も職員が電話催告を行っている。予算要求して通れば、加わることができるのか。

【収納推進担当課長（事務局）】

業者が対応可能であればということになる。

【事務局】

調査結果によれば、区営住宅使用料を納付案内センターの対象にしている区もある。

【収納推進担当課長（事務局）】

AIによるオートコールを行っている区もあった。ただ、電話に出なくなると思う。コールセンターの課題は、電話しても相手方が出なくなっているということである。年々応答率が下がってきている。債務者がコールセンターからの電話に慣れてしまった。電話催告も手詰まり感はある。ただ、今まで実施していない債権は、やる価値があると思う。

【住宅課長】

罵声を浴びせてくる債務者も多く、職員が疲弊してしまう。自動音声で対応した方が良いという場合もある。

【子ども家庭部長（副会長）】

財産調査の電子化は、対象の金融機関が限られていたと思うがどうか。

【収納推進担当課長（事務局）】

対象の金融機関の数は増えてきている。

【子ども家庭部長（副会長）】

財産調査の電子化は、強制徴収公債権の全てで行っているのか。

【収納推進担当課長（事務局）】

現在は税務課だけで実施しており、国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課の3課で来年度からの実施を新規拡充事業として提案中である。

【子ども家庭部長（副会長）】

それ以外はどうか。

【収納推進担当課長（事務局）】

保育料等でも使うことができる。債権回収に関連する業務で、民間委託をどこまでできるのかは、事業開始当初も総務省に確認している。電話や訪問による納付勧奨は可能だが、財産調査を委託できるかは未知数である。財産調査は、滞納整理の核心部分なので、そこは確認する必要がある。

税と国保は、財産調査の対象もかなり重複するので、もし委託が可能なのであれば、効率的ではある。現在、職員が対象者のリストを作成し、一斉に送信して、回答結果をRPAで滞納管理システムに自動入力しようと試みている。税務課では、年間3万件程、電子による財産調査を行うことができる。3万件を手入力するのは困難なため、RPAで対応できるようにしたい。紙による郵送の調査では、1万件だったのが、電子化して3万件に増えた。そこを委託できると効率的である。

【子ども家庭部長（副会長）】

収納一元化は、将来的な課題として、今できるところから協力してやっていくことが、第一歩だと思う。

【収納推進担当課長（事務局）】

まずは来年度、税と国保で、協議しながらやっていきたい。

【子ども家庭部長（副会長）】

現在、税務課の電子調査はpipitLINQだが、保育課は別のサービスを検討していた。対象の金融機関の数と金額の問題がある。

【国民健康保険課長】

ゆうちょ銀行が、紙による調査だと回答が数か月後になるが、pipitLINQであれば時間を要さない。膨大な数の回答があっても、すぐに対応しないと預貯金も動いてしまう。

【収納推進担当課長（事務局）】

スピードが求められるので、RPAによる大量処理が重要である。各課でRPAのシナリオを構築できる職員を採用、育成しないといけない。業務の自動化は大切である。各課そうだと思う。

(3) 結論

収納一元化に関する23区調査の結果について一同了承。

案件5：令和6年度 私債権等管理支援事業の業務委託について（案）

(1) 案件の説明

資料5について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【子ども家庭部長（副部長）】

債権は、「区の財産」であり、その適正な管理は、「法的義務」であるということを自覚し、各課には引続きしっかりと取り組んでもらいたい。

(3) 結論

令和6年度 私債権等管理支援事業の業務委託について一回了承。

【子ども家庭部長（副部長）】

以上をもって第3回私債権等検討部会を終了する。